

平成29年3月3日

議会運営委員会  
委員長 堤 正 之 様

議会運営等改革検討会  
会長 平 原 嘉 徳

### **諮問事項に関する検討結果について（第1次答申）**

平成27年12月17日付で議会運営委員会から諮問のあった「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」及び「質問主意書」について、一定の結論に達したので、当検討会の答申として別添のとおり提出します。

なお、議会運営委員会におかれましては、この答申を尊重いただき速やかに適切な措置をとられるようお願いいたします。



# 諮問事項に関する検討結果

## 第1次答申書

平成29年3月3日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

## **I 特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限**

本件については、前期の議会運営等改革検討会において、一部委員から、現在認められていない特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問に関し、「特別委員会の開催のタイミングとずれて新しい事象が発生する場合もあるため、議論を活発化させるためにも認めるべきではないか」との問題提起が行われた。しかしながら、前期の委員の任期との関係で十分な検討期間を設けることができなかつたために「協議未了」の形で答申を行ったところであり、今期の委員の任期開始とともに再諮問を受け、再度、協議・検討を行うこととなったものである。

<参考：佐賀市議会の状況>

【平成21年3月定例会まで】※始期は不明

「付託継続調査中の一般質問は、原則としてしない。」

<議会側の背景>

特別委員会は、議会の総意で、ある特定の案件についての調査を付託するために設置したものである。当該案件について一般質問を認めれば、特別委員会を設置してまで集中的に調査を行うことの意義が薄れる（わざわざ特別委員会を設置する必要がない、特別委員会の形骸化など）。

<執行部側の問題>

執行部側の問題として、特別委員会の所管事項の担当部署は、委員会への対応に対してかなりの負担があり、その上一般質問にまで対応することとなると、相当な負担となると思われる。

【平成21年6月定例会以降】

「付託継続調査中、委員の一般質問は原則として行わない。」

<決定時の確認事項>

- ・今後、特別委員会の所管事項について、一般質問で最新の情報が出てくる可能性があるため、議員から、執行部に対して、特別委員会より先に情報を出した等の苦情が出ないように各会派で周知を図る。
- ・一般質問で最新の情報が出た場合、間を置かずに特別委員会に報告するなどのフォローが必要。

<現状>

- ・一般質問で最新の情報が出る場合等は、執行部から正副委員長へその旨報告が行われており、その後の対応は正副委員長に委ねられている。

## 検討結果（答申）

本件については、かつては全議員が認められていなかったものが、現時点では委員外の議員は認められ、一定の制限の緩和が図られていることや、特別委員会を設置して集中的に調査を行うことの意義等から「現状のままでよい」という意見と、議員の発言を極力制限すべきではないとの考えや議論の活発化の観点等から「制限を撤廃すべき」という意見に分かれている。当検討会としては、意見の集約を図るべく時間をかけて議論を重ねてきたところであるが、双方の歩み寄りには難しく、今般、これ以上議論を継続しても任期中の意見集約は極めて困難であるとの結論に達した。

よって、意見の集約が図れない以上、現状を変えることは不可能であり、本件については、現状のままとする。

なお、今後の参考とするために、各委員会や各会派の視察の機会等を活用して他都市の状況を調査することや、各種研修等において講師の見解を求めるとなど、調査研究については継続していくことが望ましい。

## II 質問主意書

本件については、前期の議会運営等改革検討会において、一部委員から、当該制度の導入についての問題提起が行われた。しかしながら、前期の委員の任期との関係で十分な検討期間を設けることができなかつたために「協議未了」の形で答申を行ったところであり、今期の委員の任期開始とともに再諮問を受け、再度、協議・検討を行うこととなったものである。なお、「質問主意書」そのものについては国会における制度であるため、検討に当たっては、類似するものとして他自治体の例に見られる「文書質問」の制度導入の可否について検討を行った。

<参考：他市の状況>

- 国会における質問主意書と類似するものとして、他自治体においては、「文書質問」の制度を導入している事例が見られる。
- 「文書質問」の制度導入に当たっては、各議会において議会基本条例にその規定が明記されている場合が多い。
- 「文書質問」の取り扱いについては、各議会において、規程や要綱、要領、議会運営委員会申し合わせ等において詳細に定められている。

【例】

- ・質問は議長を通じて文書により実施する。

- ・ 質問できる範囲は、一般質問と同等の範囲かつその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであること。
- ・ 「文書質問」ができる期間は、会期中を除く期間（閉会中）。
- ・ 「文書質問」ができる回数は、議員1人当たり、文書質問期間ごとに1回とし、1回当たりの質問件数は1件。
- ・ 議員個人ではなく、委員会の全会一致により実施する例もある。

## 検討結果（答申）

本件については、制度導入のメリットよりも、質問の乱発による執行部の負担や現在各会派で実施している要請書の提出に対する影響への懸念等が大きく、現時点での導入は必要ない。また、委員会を主体とした制度の導入についても、委員会活動の充実という面での一定の評価はできるものの、今後、所管事務調査を充実させていくことによって代替が可能と思われることから、現時点での導入は必要ない。

## 〈協議概要〉

### Ⅰ 特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限

#### 1 第3回検討会（平成28年4月28日）

##### 【主な意見】

- ・以前は全議員が認められていなかったものが、委員外はできるようになった経緯もあり、少数会派の議員にも質問の機会を与えている。本市議会は会派制や委員会制をとっているということが一番重要であり、議論については委員会の中でしっかりとやるべきで、全議員に対して認めたときの執行部の負担面の増大や、特別委員会に混乱を招くことも考えられることから、現状のままがよい。
- ・委員が一般質問を行えば、委員会で同じ質問がしにくくなり、逆に委員会での議論が深まらなくなるので、質問をしたいときは委員会での議題とすべきであり、現状のままがよい。
- ・委員会で議論されている内容がよりオープンになり、市民に知らせる効果があることや、委員会とは違う観点からの一般質問を行うことで委員会の議論自体が活発になるという視点から、制限をする必要はない。
- ・議会基本条例第4条の議員の活動原則に基づくと、委員会や会派というくくりではなく、選ばれた議員一人一人がそれぞれの見方によって発言することは、できるだけ制限をかけるべきではない。他市の状況の中でも、制限をしないことについて特に問題はないということでもあり、制限をなくしていくことが基本原則に沿った方向ではないかと思う。
- ・委員外議員として一般質問をしても、特別委員会に説明している以上の内容の答弁はできないとよく言われる。議員の中での特別委員会に所属しているかどうかだけでなく、執行部との関係での整理がまだ自分の中でできていないので、現時点では結論が出ていない。

#### 2 第4回検討会（平成28年6月3日）

##### 【主な意見】

- ・特別委員会を設置する意義も薄れるし、委員会の中でしっかり議論すべきなので、現状のままがよい。
- ・他市議会では、所属委員の一般質問について別段問題はないという議会もある。また、現在、委員外の一般質問が特別委員会の調査に支障を来しているということもないと思う。
- ・特別委員会の活動にどのような影響があるのかを聞きたい。
- ・問題があるからしないというよりも、委員会の中でしっかり議論すれば

いいから制限をかけてもいいのではないかという議論であって、何の支障があるかという議論ではない。

- ・ 現在、所属する常任委員会の所管事項に関する一般質問は認められているが、特に支障は出ておらず、これと同じことではないか。
- ・ それぞれの市の考え方であって、佐賀市は佐賀市の考え方でよいと思う。特別委員会をつくっている以上は委員会の中で議論すべきではないか。
- ・ 本当に特別委員会の運営に支障があるかどうか、執行部の負担が新たに生じるかどうかを確認しないことには先に進まない。
- ・ 結論を急がず、視察に行った際にその市の状況を聞くなどの調査をしながら議論を進めてはどうか。

### 3 第5回検討会（平成28年7月28日）

第3回及び第4回の協議状況において議論が平行線となっており、結論を急ぐものでもないため、しばらく期間を置いた後、再度協議を行う旨を決定。また、協議再開のめどは、「質問主意書に関する協議」終了後とすることもあわせて決定。

### 4 第11回検討会（平成29年1月27日）

一定の期間を置いて再度協議を行ったが、依然として議論は平行線のままであり、このまま議論を継続しても任期中の意見の集約は極めて困難であることから、意見の集約が図れない以上は現状を変更することは不可能である旨を答申することを決定。

### 5 第12回検討会（平成29年2月21日）

答申案について協議、決定。

## **II 質問主意書**

### 1 第8回検討会（平成28年11月2日）

#### **【主な意見】**

- ・ 議員個人で行うことについては、質問の乱発を含めて問題も多いだろうし、委員会の全会一致で行うことについても、現時点では必要性を感じない。
- ・ 委員会の全会一致で質問を行うことについては、一定の必要性は感じるが、今すぐではなく、時間をかけて検討する必要がある。



- ・議員個人で行うことは、乱発による執行部の負担の懸念があり、委員会での実施についても、所管事務調査を充実させることで対応できるので、必要ない。
- ・一般質問でしっかりやればいいので、必要ない。
- ・時期尚早であり、現時点では必要ない。
- ・現在も必要に応じて会派としての要請書等を提出しており、この制度をつくることによって、逆に動きにくい状況となることも考えられるため、導入の必要はない。

## 2 第9回検討会（平成28年11月2日）

第8回の協議を受けて、現時点では導入の必要性がない旨を答申することを決定。

また、答申時期については、「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関する協議が終了次第とすることもあわせて決定。

## 3 第12回検討会（平成29年2月21日）

答申案について協議、決定。